

倫理案件の取扱い運用内規

制 定：2009年 4月 11日

最近改正：2019年 10月 14日

第1条 この運用内規は、一般社団法人日本心理臨床学会(以下「本会」という。)倫理規程第7条に基づき、これを定める。

(目的)

第2条 この運用内規は、倫理委員会(以下「委員会」という。)が理事長から審議を附託された倫理案件の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(留意事項)

第3条 委員会の守秘義務において、調査、審理の過程で知り得た事実、審理の内容及び進行に関わる事実(個々の委員の役割・意見など)について、委員会としての報告以外に、委員会の外部に漏らすことなどがあるてはならない。

2 調査、審理を通じて、委員会は、必要に応じて、法律の専門家等の意見を聞くことができる。

3 申立人が、非会員である研究対象者、クライアント、もしくは非会員である研究者等である場合には、申立受理から調査段階を通じて、相手方との間で決して不公平感を持つことがないよう十分な配慮を行うこととする。

4 委員会委員は自ら申立人となることはできない。申し立てをする及び申し立てを受けた場合には、倫理委員の職を離れなければならない。

(申し立ての受理)

第4条 申し立て受付は学会事務局で行い、理事長からの委員会への付託をもって案件の受理とする。

2 委員会は、申し立て受理後、速やかに申立人に受理通知を行うとともに、申し立て趣旨の整理、関連資料の整備などのために、申立人との間で、一定の調整を行い、申し立て関連書類の整理、修正を促すことができる。

3 追加資料については、確認された申し立て範囲内の趣旨で受け付ける。

4 その上で、相手方に対して、申し立ての事実を通知し、速やかに、申立人から提出された申し立て趣意書、及び検討の対象となる関連資料等を送付する。

5 2、4項に合わせて、事後の調査、面接予定などを通知するように努める。

6 調査、審理の期間中、申立人、相手方は、この件につき、私的に交渉することができないこと、また、委員会委員から非公式な情報取得をすることができないこと、倫理委員の事情聴取の経過や通知文書を第三者に公開することができないことを周知する。

(調査)

第5条 委員会において、申し立て趣旨などの検討を行った上で、調査作業部会委員を選任する。

2 調査作業部会委員は、申立人、相手方それぞれに必要な面接を行い、提出書類に沿って、主張の整理を行う。この際、相手方に対しては、自身の主張を準備するために必要な期間を与えるようにしなければならない。

3 申立人、相手方の面接に際しては、双方の都合を十分に聞き、原則として、それぞれの住所地、勤務地等に調査作業部会委員が出向いて行う。

4 面接は、複数の調査作業部会委員で行う。

(審理)

第6条 調査作業部会委員からの報告に基づき、委員会において審理し、案件の裁定を行う。

2 裁定結果につき、委員会は、裁定書作成作業部会委員を選任し、裁定書の作成を行わせることができる。

3 裁定書は、委員会の議を経て、理事会に提出する。

(調停による解決)

第7条 事案の性質、申立人および相手方双方の主張、双方の利益に鑑み、相当と認めるときは、委員会の議を経て、申立人、相手方に調停意見を示すことができる。

2 調停が不調となった場合には、委員会は、裁定書を理事会に提出しなければならない。

(改廃)

第8条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

1 この運用内規は2009年 4月 11日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2013年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2016年 3月 27日より発効する。

附 則

- 1 この運用内規は2019年10月14日より発効する。